

関税の犯則調査・処分に係る手続のデジタル化

令和6年11月26日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 現行制度の概要

関税の脱税や覚醒剤の密輸事犯等の関税法上の犯罪については、その特殊性・専門性等に鑑み、関税法第 11 章において、税関職員が行う犯則事件の調査及び税関長が行う通告処分・告発についての権限及び手続（以下これらを「犯則調査・処分」という。）が規定されている。税関においては、関税法の規定に基づき、犯則嫌疑者に対する質問及び居宅等の搜索・証拠物の差押え等を行うとともに、調査の結果、犯則事実の存在について心証を得た場合には、罰金に相当する金額等を税関に納付すべき旨を通告する処分や検察官への告発を行っている。

また、輸入される外国貨物については関税のほか、内国消費税が徴収されることとなるが、輸入に係る内国消費税の犯則調査・処分については、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和 30 年法律第 37 号）の規定に基づき、税関が国税通則法の規定を適用して行っている。

2. 見直しの背景

法務省においては、①刑事手続の円滑化・迅速化を図るとともに、②刑事手続に關与する国民の負担軽減を図ることを目的として、情報通信技術の進展等に対応した刑事手続のデジタル化を実現するための刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）等の改正を検討している。

依然として深刻な状況が続いている不正薬物の密輸入をはじめ、益々巧妙化する金地金の密輸入等の犯則事件に厳正に対処するため、関税法の犯則調査・処分の手続についても、①犯則調査・処分に係る手続の円滑・迅速な実現を図るとともに、②犯則調査・処分に關与する国民の負担軽減を図る必要がある。

（参考 1）刑事手続のデジタル化の実現に合わせ、主税局においては、国税の犯則調査手続・処分のデジタル化に係る国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）の改正を検討しており、税関においては、関税法及び国税通則法の両法を執行していることから、両法の手続の調和を図る必要がある。

3. 検 討

刑事手続の円滑化・迅速化を図ることを目的として、刑事手続への導入が検討されている以下の事項について、関税法上の犯則調査手続への導入を検討する必要がある。

（1）電磁的記録提供命令等の創設

現状、税関が行う犯則調査において、犯則嫌疑者の通信履歴といった電子デ

一タの差押えを行う場合には、税関職員が差押えを受ける事業者の事業所まで赴き、通信履歴を記録した USB メモリ等を差し押さえる方法等により対応しているが、対面での対応等が必要となる事業者への負担及び遠方への出張等を伴う税関職員への負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、裁判所の発する許可状により、USB メモリ等の物理的な記録媒体の授受を介さず、オンラインで送信を受ける方法によって通信履歴といった電子データの提供を受けることを可能とする電磁的記録提供命令の規定を設けることが望ましいと考えられる。

(参考2) 電磁的記録提供命令の適正な執行を確保する観点から同命令に違反した場合の罰則（1年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金）も創設予定。

(2) 搜索・差押え許可状等の請求等及び告発の電子化

現状、税関職員が搜索・差押え許可状等を請求する際には、大量の資料を書面により裁判所に持参する必要があるほか、請求から交付までに長時間の待機を要する場合もあり、税関職員に負担が生じている。また、現状、検察官への告発は書面により行っているところ、告発に係る書類を都度検察官に持ち込むことに負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、搜索・差押え許可状等の請求・交付・提示の電子化及び告発の電子化の規定を設けることが望ましいと考えられる。

(3) 差押目録等・調書の電子化

現状、税関が行う犯則調査において、税関職員が差押え等を行った場合には、差押目録等を作成の上、差押物件の所有者等にその謄本（書面）を交付し、調書を作成の上、立会人とともにこれに署名押印しなければならないところ、近年、犯則事件数は高い水準を維持しており、これらの書類の作成・管理に負担が生じている。

こうした負担の軽減を図るとともに、犯則調査の円滑化・迅速化を図る観点から、関税法において、電子データによる差押目録等及び調書の作成・管理等の規定を設けることが望ましいと考えられる。

4. 改正の方向性

刑事訴訟法等の改正が行われる場合には、関税法上の犯則調査手続についても同様の見直しを行うことが適当ではないか。